

《記入例》

様式第二（第四十八条関係）

引取業者変更届出書

(提出先)
川越市長

届出する日付を記入 → ○○年○○月○○日

届出を行う者の
住所、氏名を記入 →

(郵便番号) ○○○-○○○○
住 所 埼玉県川越市○○一丁目 2 番地 3
氏 名 株式会社○○○○
代表取締役 川越太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 049-○○○-○○○○

↓ 登録の年月日

↓ 登録番号

○○年○○月○○日付け第21031999999号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
	変更の内容	変更の内容
変更の内容	(事業所名称、所在地の変更) ・株式会社○○○○ 川越事業所 ・埼玉県川越市○○一丁目 4 番地 5	(事業所名称、所在地の変更) ・株式会社○○○○ 川越営業所 ・埼玉県川越市○○一丁目 2 番地 3
変更の理由	(事業所名称、所在地の変更) ・○○年○○月△△日に事業所を移転したため。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

変更の届出

次の表中の事項に変更が生じた場合は、**変更後30日以内**に届出の手続が必要です。

届出書、誓約書及び添付書類を**現行の登録等通知書の写し**とともに提出してください。

届出を必要とする変更事項及び各事項に必要な添付書類

変更事項	添付書類
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○個人の場合 住民票の写し（3か月以内に発行されたもので、 本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの、マイナンバーの記載のないもの ） ○法人の場合 登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。履歴事項全部証明書。 現在事項全部証明書不可 ）
事業所の名称及び所在地	案内図（添付書類5）
法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名	登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。履歴事項全部証明書。 現在事項全部証明書不可 ） 新旧対照表
法定代理人の氏名及び住所又は法定代理人の変更	○個人の場合 住民票の写し（3か月以内に発行されたもので、 本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの、マイナンバーの記載のないもの ） ○法人の場合 登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。履歴事項全部証明書。 現在事項全部証明書不可 ）
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーにフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーにフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類（次のア又はイを提出） ア フロン類が含まれているかどうかを確認する方法を記載した書類 →添付書類2－1に必要事項を記載 イ 事業所における資格者の状況が確認できる書類 →添付書類2－2に自動車整備士、中古自動車査定士等の資格証等、業界団体等が行う講習会の受講修了証等のいずれかの写しを添付
事業所の数（事業所の追加又は複数ある事業所のうちの一部が廃止）	事業所の追加の場合は、変更届出書及び誓約書のほかに次のア及びイの書類 ア 登録申請書（様式第一）に追加する事業所の名称及び所在地を記載したもの イ 添付書類2（2－1又は2－2）、添付書類4及び添付書類5 事業所の一部廃止の場合は、必要事項記入の届出書のみ

※ 上の表中の「添付書類」には、「引取業者登録申請書」の添付書類の書式を使用すること。

※ 提出部数は、**正本1部、副本1部**（副本は申請者の控えとなります。）

※ 変更届出書の提出に手数料はかかりません。

※ 履歴事項全部証明書、住民票の写しについては、正本添付用には原本の提出をお願いします。

新旧対照表 (役員・株主・政令使用人等)

[illegible]

- ※ 役員、株主、政令使用人等のそれぞれに 1 枚作成すること。
- ※ 新旧ともにすべての役員、株主、政令使用人等を記載すること。
- ※ 届出の対象となる者に○印を付すこと。

(添付書類 3 : 参考書類)

誓約書

〇〇年〇〇月〇〇日

(提出先)
川越市長

使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 1 4 年法律第 8 7 号。以下「法」という。)
第 4 3 条第 2 項に基づき、以下の表中に掲げる同法第 4 5 条第 1 項各号の事項について
次のとおり誓約します。

根 拠 条 文		欠 格 事 項 の 内 容
法第 4 5 条 第 1 項	第 1 号	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であること。 (※主務省令：精神の機能の障害により引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。)
	第 2 号	法、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者であること。
	第 3 号	法第 5 1 条第 1 項の規定により引取業者の登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者であること。
	第 4 号	引取業者で法人であるものが法第 5 1 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 3 0 日以内にその引取業者の役員※であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないものであること。
	第 5 号	法第 5 1 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者であること。
	第 6 号	引取業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員※を含む。）が前各号のいずれかに該当するものであること。
	第 7 号	法人でその役員※のうちに第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当するものがあるものであること。

申請者、法定代理人及び役員※（役員については法人の場合に限る。）については、以上の事項に該当しません。

誓約者
住 所 埼玉県川越市〇〇一丁目 2 番地 3
氏 名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 川越太郎
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

※ この誓約書でいう役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。